

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領より

「認定実務実習指導薬剤師養成研修受講資格」部分抜粋

※養成研修受講資格に関わる部分のみ抜粋しております。その他の認定に関わる事項等は、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（（公財）日本薬剤師研修センターホームページ(<http://www.jpec.or.jp/index.html>)）をご確認ください。

5. 認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格

認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格は次のとおりとする。なお、以下の「薬剤師実務経験」は、i) 病院又は薬局におけるもので、勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限るものとし、かつ ii) 大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものは含まないものとする。

①実務経験

薬剤師実務経験が5年以上あること。

なお、6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。ただし、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は、薬剤師実務経験が5年以上となってからでなければ行うことができない。

②勤務状況

薬剤師実務経験が、受講しようとする時点において継続して3年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務(勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。)している者であること。

③勤務先等の望ましい条件

ア病院の場合

(ア) 薬剤管理指導業務を実施し、院外処方箋の発行を推進していることが望ましい。

(イ) 病棟薬剤業務実施加算の届出を行っていることが望ましい。

(ウ) 一般社団法人日本病院薬剤師会賠償責任保険（施設契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していることが望ましい。

イ薬局の場合

(ア) 薬学実務実習に関するガイドライン（平成27年2月10日薬学実務実習に関する連絡会議）が求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っていることが望ましい。

(イ) 「健康サポート薬局」の基準と同等の体制を有していることが望ましい。

(ウ) 改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムに示された「代表的な疾患（がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患及び感染症をいう。）」に関する症例を実習できる体制を整備していることが望ましい。

(エ) 薬剤師賠償責任保険に加入していることが望ましい。

また、公益社団法人日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)、一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師等の生涯学習システムに参加又は認定を取得している薬剤師であることが望ましい。

※受講要件の内、5－①・②を満たさずに研修を受講し、認定申請が無効となる事例が発生しております。特に薬剤師実務経験年数(勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合で5年以上)、出産・育児・介護休暇等取得後の実務経験年数(復職後継続して3年以上)、を満たさずに研修を受講し、認定申請が無効となる事例が多く発生しておりますので、受講申込前に必ずご確認ください。